



一般財団法人

医療・福祉・環境経営支援機構

## 「経営者のための情報Note」 Vol. 146

		タイトル、及び配布例				
		病 院	診 療 所	歯 科 医 院	福 祉 施 設	一 般 ・ そ の 他
A	 Philosophy Note	<今月のタイトル> 高い次元の目的意識を持ち 実現するまでトコトンやり抜く				
		○	○	○	○	○
B	 Medical Note	<今月のタイトル> 職域追加接種への補助引き上げ、 初回接種会場分は対象外				
			○			
C	 Dental Note	<今月のタイトル> 2022年度診療報酬改定で何が変わる？				
				○		
D	 Welfare Note	<今月のタイトル> 7割強の高齢者施設で、 3回目のワクチン接種終了見込み				
					○	
E	 Environment Note	<今月のタイトル> 農産物輸出 初の1兆円 ～ 巣ごもりで牛肉や日本酒～				
		○	○	○	○	○
F	 Topics Note	<今月のタイトル> 民生委員定数41人増へ ～ 県が条例案～				
		○	○	○	○	○

「経営者のための情報Note」は、当財団より毎月提供いたします。



## Philosophy Note

### 高い次元の「目的意識」を持ち実現するまでトコトンやり抜く

#### ■目的とは

「目的」とは、広辞苑によると「意思によってその実現が欲求され、行為の目標として行為を規定し、方向づけるもの。」と説明され、“意図して成し遂げようと行為の目指す事柄”を意味しています。

従って、目的は物事を現実化するまで最後の最後まで、徹底的に終りまで遣り遂げるために不可欠の要素となります。また、目的を達成するための「目的」は、指標として大変重要なものとなります。

#### ■何故、高い次元の「目的意識」が必要なのか

自己の行為の目的についての明確な自覚。つまり、「目的意識」は、物事を成し遂げるための根元となります。そして、その次元が高ければ高い程、高い結果が得られることとなります。この事は、ジェームス・アレンが『原因と結果の法則』で説く「心に抱いた『思い』は『行い』になり『結果』を生む」を実証しています。高い次元の目標を設定する人には、大きな成功が得られます。また、低い次元の目標しか持たない人には、それなりの結果しか得られません。自らが大きな次元の高い目標を設定すれば、そこに向かってエネルギーを集中させることが出来、それが成功の鍵となるのです。

例えば、8848mのチョモランマ（エヴェレストのチベット語名）に登頂しようとするれば、綿密な計画を立て、登山の案内人であり荷役人のシェルパを雇い、食料等を調達するなど、それは、3376mの富士山に登るのとは訳が違います。高峰を目指すには、それなりの負荷がかかりますが登頂に成功し、頂上に立った時の感動は、一入ひとしおなものになります。その目標が高い分だけ努力も要求されますが、達成した喜びは、想像を絶するものとなるのです。

#### ■高い次元の「目的意識」を培うには

##### 1. 完全主義をめざす

京セラ名誉会長稲盛和夫氏は、「私は、仕事に関して完全主義です。」と言って完全主義をめざしています。一般に仕事が90パーセント上手くいけば、「これでいいだろう」と次に移る人がいます。また、経理事務に携わる人の中には、計算ミスがあっても消しゴムで訂正できると安易に考えている人がいます。しかし、化学実験では、99パーセント上手くいってとしても1パーセントのミスを犯せば完全に失敗になってしまうことがあります。と「完全主義」の重要性を説いています。

しかし、このような「完全主義」を自らに課し、継続し続けることは、大変なことですが、習い性となれば、苦もなく出来るようになるのです。それは、地球の引力に逆らって人工衛星を打ち上げるためには大変なエネルギーを必要としますが、一度軌道に乗ってしまえば、ほとんどエネルギーを必要としないのと同じ事なのです。

##### 2. 地道な努力を積み重ねる

次元の高い目標は、設定してもその高い目標を見て行動するのではなく、目先の一日一日の仕事を確実に片付ける努力が求められることになるのです。何故なら、今日一日一生懸命に生きれば、明日は自然に見えてくる。明日を一生懸命生きれば、一週間が見えてくる。一週間で一生懸命生きれば一ヶ月が見えてくる。一ヶ月を一生懸命生きれば一年が見えてくる。今日一年を一生懸命に生きれば、来年が見えてくる。見ようとしなくとも見えてくるのだから、その瞬間瞬間に全力を傾注して生きることが大切になるのです。換言すれば、手堅く、着実に、目標実現のため心身を労して務めることが重要になるのです。

##### 3. 「人生の目的」を求める

自らの人生を、仕事に打ち込んで「世のため、人のため」に役立ち、自分自身も幸福だったと感じられる生き方を求め続ける。



## Medical Note

### 職域追加接種への補助引き上げ、初回接種会場分は対象外 《厚生労働省》

厚生労働省は2月16日、医政局医療経理室ならびに健康局結核感染症課から各都道府県衛生主管部（局）に向け「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）に関するQ&A（第16版）」について、事務連絡した。これは、厚労省が2月2日付で、2021年度の職域追加接種に係る実費の補助上限を従来の1,000円から1,500円に接種回数を掛け合わせた金額に引き上げたことを受けたものである。中でも、初回接種会場分に遡及して1,500円×接種回数を上限に実費補助の対象にすることはできないと説明。令和3年11月17日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡「新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）に係る職域接種の開始について」に基づいて設置した会場での職域接種の

うち、一定の実施形態および条件に該当する会場における実績のみが1,500円の対象になると明記した。また、職域追加接種会場で、1、2回目の職域接種を行うことについても言及し、前述の会場において、1、2回の職域接種を行うことは可能としたうえで、追加接種は、1、2回接種と接種ワクチン量が異なることから、初回接種と追加接種で動線を分けるなど、接種の実施にあたっては細心の注意を払うよう喚起した。

その他、職域追加接種会場にて実施した1、2回目の職域接種も1,500円×接種回数に含んでも良いとの解釈を示した。

### 小児へのコロナワクチン接種、体制整備された自治体から 《厚生労働省》

厚生労働省は2月14日、健康局健康課予防接種室から各都道府県衛生主管部（局）等にもむけ、「5歳以上11歳以下の者への新型コロナワクチン接種に向けた接種体制の準備について（その3）」を事務連絡した。これは、現在5歳以上11歳以下の者（以下、小児）への新型コロナワクチン接種について、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、議論され、▼ファイザー社ワクチンによる小児への接種を予防接種法上の予防接種である特例臨時接種に位置づけること、▼小児については、努力義務の規程の適用を除外すること——等について、妥当である旨の答申がなされたことを受けたもの。政府として、この答申内容に基づき、必要な関係政省令等の改正を速やかに実施するとともに、2月21日の週以降、小児用の新型コロナワクチンが各自治体に配送される予定であることから、接種体制の準備ができていない自治体においては、ワクチンが届き次第、3月を待たずに接種を開始することもできるよう、関係政省令については2月下旬の公布・施行を予定していると明記した。

厚労省は、小児への新型コロナワクチン接種を円滑に進めるため、公益社団法人日本医師会および公益社団法人日本小児科医会に、接種体制の構築に向け協力を求めるとともに、関係情報のウェブサイトの紹介を行った。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine\\_for\\_children.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_for_children.html)



## 2022年度診療報酬改定で何が変わる？

### ■ 前回の半分の財源…

4月からの改定では、「SPT2が廃止」「口腔内スキャナ（iOS）の収載が見送り」などが話題になっていますが、一番、大きいのは、財源が極度に削られた改定だという点です。歯科界で「改定ウォッチャー」として知られる石田悟氏（愛知県開業、歯科医師）はYouTubeチャンネル『歯科ラジオ』の中で、今回の改定内容を「方向性は良いが、それを実現するお金がない」と評価しています。0.29%アップの改定幅の財源は90億円。前回は180億円、前々回が200億円だったことを考えれば、「いつも半分しかない計算」（石田氏）です。

改定の方向性は短期間に決まるものではなく、関係機関・団体が検討を重ねて形がまとまります。しかし、コロナ禍で臨時の支出が続き、財源が枯渇してしまった結果、今回の改定内容を縛っているのは仕方ないところかと思われまます。

しかも、初再診料に3点ずつの増点の時点で改定財源を上回ると見られており、既存の技術料も広く増点した上、CAD/CAMインレーなどの新規項目も収載しています。その分、さまざまな項目を包括化によって整理・統合する必要があるのです。

### ■ 地域包括ケアシステムに向けて

日本の医療制度全体は、2025年の地域包括ケアシステム始動に向けた体制づくりを急いでおり、次回（2024年）がその仕上げになります。その中では、修復・補綴への給付を拡充するよりも、中規模歯科医院のかかりつけ歯科医機能を強化する方向に資源を投下する方が理にかなっているかもしれません。

今回の改定では、か強診の施設基準に介護施設などでの歯科検診への協力が追加され、さらに、歯周病重症化予防治療（P重防）の算定実績も算定要件に加えられました。これにより、か強診の届け出をする歯科医院をできるだけ増やそうとする政策であることが伺えます。

一方で、歯周病安定期治療（SPT）のⅠ、Ⅱを整理・統合して加算に変えています。これは、「か強診の歯科医院でも多くがSPT（Ⅰ）で算定している」「臨床とそぐわない機械的な算定と思われるケースもある」などの実態を反映したもののようです。むしろ、歯周病の継続管理を学術的な立場から解釈すれば、算定要件で区分するより、現場の裁量に任せた方が合理的との見方もあります。

在宅診療に関しては、医科歯科連携加算（Ⅰ）でこれまで算定要件とされてきた栄養障害や摂食機能障害などが外され、医師の判断によって広く連携を促す体制になりました。

訪問歯科衛生指導（訪衛指）では、ICTを使用した場合の加算が新設されました。歯科衛生士の指導内容をスマホなどで遠隔サポートしている実態を反映したもので、地域連携のDX化により、サービスの拡充につながるとの判断と見られます。地域包括ケアシステムの本格始動に向けた2年間で、算定実績や臨床現場で評価し、次期改定に反映されることとなります。

### ■ 次期改定までに変わる点

2年後の改定内容を占う上で重要なのが、今次改定の附帯意見です。主なものは、①診療報酬体系の複雑化を改め、患者にとっても分かりやすくする、②かかりつけ医機能について、医療機関の機能分化、連携の向上を図る、③在宅診療の拡大と質向上に向けた評価を行う、④院内感染予防を踏まえた歯科初再診料の見直しを検討する、といったところです。

中でも、歯科の初再診料について、医科との格差是正が長年の悲願とされてきましたが、近年では、感染予防対策とリンクして議論される傾向にあり、歯科外来診療環境体制（外来環）では、大幅に改善されています。コロナ禍にも関わらず、歯科診療そのものが原因で発生したクラスターはほとんど報告されていませんから、今後の改定にも反映されるものと思われます。





## 7割強の高齢者施設で、3回目のワクチン接種終了見込み ～厚生労働省～

厚生労働省は2月18日、高齢者施設における新型コロナワクチンの3回目の接種について、2月末までの接種完了見込み(施設数)について各自治体に対して調査を実施し、2月17日正午時点での速報値を発表した。調査回答数は1,676自治体(96.3%)。2月末までに追加接種終了予定の施設は、特別養護老人ホームや介護老人保健施設など医師の配置がある施設で81%、有料老人ホームなど医師の配置がない施設で72%となっている。

2月までに接種終了が見込めない主な理由としては、「初回接種が遅く、6カ月経過していない入所者等がいるため(18%)」や、「施設において、接種体制の確保等の準備に時間を要したため(16%)」など。

## 介護3団体がワクチン追加接種の調査結果を発表

～全国老人福祉施設協議会、全国老人保健施設協会、日本認知症グループホーム協会～

全国老人福祉施設協議会と全国老人保健施設協会、日本認知症グループホーム協会の3団体は合同で高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症のワクチンの追加接種に関する調査を実施した。調査期間は今年2月3日～9日。回答数は5,829施設。主な調査結果として、感染状況は「利用者・職員ともに陽性者、濃厚接触者は発生していない」施設の割合が63.9%。追加接種の状況は「追加接種に向けた調整(ワクチンや接種体制の確保等)は開始しているが、入所者・職員ともに追加接種を完了していない」が42.2%。「完了していない理由」には「追加(3回目)接種のワクチンが今後届くため」の27.1%や「接種券がそろってから対応しようと考えていたため」の24.4%などがあつた。

調査結果や現状を説明するため3団体は2月10日に記者会見を実施した。全老健の東憲太郎会長は「高齢者施設は接種券を待つことなく、自治体に早く打ってほしいと働きかけてもらいたい。自治体は高齢者施設に接種券なしで打てることをアピールしてほしい」としたほか、高齢者施設での接種を加速するため「2回目の接種から6カ月待たなければ打てないとされるが、これを前倒ししていただきたい」と要望した。グループホーム協会の河崎茂子会長は公的機関と民間の連携の重要性を指摘。老施協の大山知子副会長は「追加接種以外にも検査キット等の支給の充実、感染症の専門医師の派遣など総合的な支援が必要」と述べた。





## Environment Note

### 農産物輸出 初の1兆円 ～ 巣ごもりで牛肉や日本酒 ～

#### ■ 巣ごもりで牛肉や日本酒

政府は16日、2021年の農林水産物・食品の輸出額が年間で初めて1兆円を突破したと明らかにした。新型コロナウイルス禍でも高品質が評価され、世界的な巣ごもり需要でインターネット販売が好調に推移。米国や中国向けの牛肉、日本酒などがけん引した。政府は今後、重点品目への支援を強化して日本産として統一ブランドを確立し、一層の輸出拡大を目指す。

松野博一官房長官が16日の記者会見で明らかにした。一方で、東京電力福島第1原発事故に伴う海外の輸入規制撤廃など課題も残る。農林水産省によると、1～10月の累計輸出額は真珠や木材なども含めて9734億円。財務省が16日発表した貿易統計（速報）によると、11月単月の「食料品」が899億円となり、合計で1兆円を超えた。

1～10月を品目別にみると、日本酒が前年同期比81.1%増の318億円、牛肉が89.7%増の416億円、ホタテガイが約2倍の516億円だった。国別では中国が1841億円で首位となり、香港、米国が続いた。米中の外食需要も旺盛だった。

1兆円目標は第1次安倍政権が06年に打ち出した。政府は25年に2兆円、30年に5兆円への拡大を掲げており、予算や税制による支援を強化する。

来年の通常国会には、農林水産物・食品輸出促進法改正案の提出を目指している。リンゴやブリンゴなど27の重点品目について、生産から販売まで結束して推進する事業者組織「品目団体」を法的に設立できるようにし、日本産として統一ブランドの確立を促す狙いだ。来年1月には日中韓などが加盟する地域的な包括的経済連携（RCEP）協定が発効する。一方、中国や韓国、香港など14カ国・地域は原発事故後、日本産食品への輸入規制を続けている。政府は一層の輸出拡大には「規制撤廃が重要だ」（農水省幹部）として、各国に働き掛けを続ける構えだ。

#### ■ 市場、販路として魅力 県内

県内ではしょうゆや日本酒の一部メーカーを除き、輸出に本腰を入れている生産者らは少ない。県内の農林水産事情に詳しい関係者は、関東7都県だけで4千万人の人口が住み、販売力がある小売業も多く「足元の市場向けに生産して出荷することを重視する傾向が強い。九州や東北のように海外など国内の大都市圏以外に市場を求めようような取り組みが進んでいない」と指摘した。

ただ茨城県がメロン、栃木県がイチゴ、群馬県が和牛など、特定の主力農産物の輸出に県を上げて取り組む。緑茶では国内の主力県の鹿児島県が北米、福岡県は欧州などの市場開拓が進み、質の高い物が人気を集める。輸出に力を入れる県が複数あるイチゴは、鮮度の低下が早くその維持が課題とされるが、保てるよう試行錯誤しながら、香港などへの輸出が進む。

県は12月にユズ、2月にイチゴとその加工品をシンガポールでオンライン販売するなど、輸出支援事業を行う。県農業ビジネス支援課も「日本の果物は評価が高く、海外品と勝負ができる」とし、「新たな販路として輸出は重要」と、支援を続ける考えを示す。

前述の関係者は高品質の狭山茶が欧州などのバイヤーから評価されるケースも挙げながら「まずは品目を絞り、全県上げて継続的に輸出拡大に向けた取り組みに本腰を入れる必要もあるのではないかと話した。





## Topics Note

### 民生委員定数41人増へ ～ 県が条例案～

#### ■ 担い手不足課題

県は、開会中の定例県議会に民生委員の定数を41人増員し、8053人とする条例改正案を提出している。単身高齢者世帯の増加や児童虐待などに対応するため、市町村の要望を受け、定数増により民生委員1人当たりの負担軽減を目指す。一方、地域を見守る民生委員の活動内容が質、量ともに増えていることなどから、担い手不足という課題もある。

定員増を予定するのは行田、所沢、加須、上尾、志木、久喜、北本、坂戸、ふじみ野、白岡各市と滑川町の11市町。今年12月1日からの施行を見込む。

民生委員は民生委員法によって定められた非常勤特別職の地方公務員で、厚生労働大臣が委嘱する。任期は3年、再任も可能。交通費や通信費など一部実費が支給されるが無報酬で活動し、1人暮らしの高齢者宅へ訪問、相談・支援に当たるなど、地域福祉の向上に寄与している。

県社会福祉課によると、県内市町村（さいたま市など政令市、中核市を除く）の配置人数は国の基準を参考に県条例で定められ、現在は定数8012人。実際に活動している現員数は今年1月1日時点で7668人、平均年齢は65.9歳。女性が5104人（66.5%）を占める。

少子高齢化の進展を背景に地域で民生委員の需要が高まる一方、「地区に適当な該当者がいない」「隣の地区を兼務している」などの理由で定数を満たしていない。県は条例改正による定数増で、民生委員の役割や意義を再度周知するなどし、担い手不足の解消を目指したいという考えだ。

活動は家庭訪問や会議、研修など、平日の日中に行われるものが多く、仕事や子育てなどとの両立が難しいのも現状。同課によると、県内ではオンライン相談などを取り入れ、時間や場所にとらわれずに活動の一部を行える地区もあるとして、仕事や子育てをしながらでも活動ができる環境づくりが必要としている。

#### ■ 役割の明確化必要

民生委員は、地域社会で増員が求められる一方、活動が複雑化していることから、担い手不足という課題もあり、負担軽減につながる支援や体制づくりも必要となる。1948年制定の民生委員法で「民生委員は社会奉仕の精神をもって住民の相談、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める」との趣旨が定められている。しかし、個々の状況や必要な支援も人によってさまざまで、役割が曖昧との指摘がある。

さいたま市内で5年にわたり民生委員を務める30代女性は「やりがいのある役割」とした上で、「個人情報扱う場面も多く、どこまで踏み込んでいいものか」と役割の難しさを口にする。市の研修はあるものの、メールなど連絡方法や必要とする公的サービスもそれぞれ異なる。「『民生委員はこういう仕事』という、内容が分からない怖さがある」と話す。

県議会の一般質問でも民生委員の担い手不足解消に向け、役割と活動の明確化を求める声が上がった。これに対し、山崎達也福祉部長は「市町村や県民生委員・児童委員協議会と協力し、民生委員の本来職務とはいえない業務事例を整理し、地域の実情に応じた役割と活動の明確化を図る」と答弁。それぞれの地域関係者と連携して、民生委員の裾野を広げたいとしている。